

# 治療と就業の両立支援セミナー

## 「治療と就業の両立支援指針について」

令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置が事業主の努力義務となりました。この法律に基づき「治療と就業の両立支援指針」が令和8年2月10日に告示されたため、この内容について説明、広く周知を行うことを目的とし実施します。また、治療と就業の両立支援の取組が進んでいる企業の事例紹介も行います。

テーマ:①改正法について説明

:②治療と就業の両立支援指針について説明

:③埼玉県両立支援取組などの紹介

:④企業による好事例紹介

講師:①埼玉労働局労働基準部健康安全課

:②埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士 近藤明美

(治療と仕事の両立支援小委員会委員長/両立支援指針作成検討会構成員)

:③埼玉県 保健医療部 疾病対策課

産業労働部 雇用・人材戦略課

産業労働部 就業支援課

:④エアロトヨタ株式会社人事部 HR ウェルネスグループ

日時:令和8年3月25日(水)14:00~(会場の受付は13:30から16:00終了予定)

場所:(対面・オンライン(Zoom)のハイブリッド形式)

埼玉労働局 雇用保険説明会場(定員 80名)

さいたま市中央区新都心11-2(ランドアクシスタワー14階)

又はオンライン(Zoom)

申込方法:3月23日(月)までに二次元コードからお申し込みください。

会場申込



オンライン申込



主催:埼玉労働局

共催:埼玉県社会保険労務士会